

2023年度主要農作物種子生産状況に関するアンケート調査結果

		15. 14のうち道府県登録品種の許諾について				
		申請	許諾料	許諾条件（道府県内外の違いなど） 通常利用権の場合	許諾条件（道府県内外の違いなど）自家増殖の場合	コメント
1	北海道	一部必要	無	別紙のとおり	別紙のとおり	道は育成者権者ではなく、稲、麦、大豆の原原種・原種の増殖を行う利用者であるため、道が育成者から受けている許諾の条件を別紙に記載しました。
2	青森県	一部必要	その他	「青天の霹靂」は、県の販売戦略上重要な品種として生産者の自家増殖を認めない。 「華想い」は、自家増殖では実需者に求められる品質の維持が困難な品種として生産者の自家増殖を認めない。	「まっしぐら」「あかりもち」は、県内生産者は特段の手続きなく自家増殖を認める。	4品種とも栽培地域を県内に限定している
3	岩手県			個々に規定	「金色の風」「銀河のしずく」は不可	
4	宮城県	必要	有	県登録品種については、県内、県外問わず、許諾契約を締結している。	宮城県内生産者：県登録品種は「だて正夢」、「金のいぶき」を除き県の許諾なく自家増殖が可能。 「だて正夢」「金のいぶき」の自家増殖は原則不可。ただし、有機農業等により種子の入手が困難な場合にのみ、許諾により可能とする。宮城県外生産者：県登録品種の自家増殖は原則不可。ただし、有機農業等により種子の入手が困難な場合にのみ、許諾により可能とする。「だて正夢」は県外栽培を認めていないため、許諾は県内のみ。	
5	秋田県	必要	有	許諾品種の供給先は原則県内に限定		
6	山形県	必要	有	つや姫・雪若丸 当該県の奨励品種に採用されていること	つや姫・雪若丸の自家増殖を認めていない（県内、県外ともに）	

15. 14のうち道府県登録品種の許諾について

		申請	許諾料	許諾条件（道府県内外の違いなど） 通常利用権の場合	許諾条件（道府県内外の違いなど）自家増殖の場合	コメント
7	福島県	一部必要	有	知事及び関係する県の機関の長による審査検討が必要。なお、現状、県内種苗業者にのみ利用許諾を与えている。	特別な理由等（※）で自家増殖が必要な県内生産者に限り、許諾手続き不要かつ無償で自家増殖を許諾している（ただし、「福笑い」を除く）。	（※）特別な理由等については、主に以下の場合を想定。 ・有機栽培等のため、未消毒かつ栽培時にも農薬等の使用が無い種子の生産を必要とする場合。 ・自家保有米や縁故米のみの小規模な生産で、生産物の農産物検査の受検や出荷・販売を行わない場合。
8	茨城県	必要	有	一部品種は譲渡先を県内生産者に限定している。	県内では許諾契約なく自家増殖が可能。県外では許諾契約を結べば自家増殖が可能である。	
9	栃木県	必要	有	県外への許諾をしていない品種あり	県内のみ一部認めている	
10	群馬県	必要	有			
11	埼玉県	一部必要	無	県内生産者の許諾申請は不要	県内生産者のみ可かつ手続は不要	
12	千葉県	必要	有		申請は不要。許諾料は「無」 ※ただし、水稻については県内生産者に限る	
13	東京都					
14	神奈川県	一部必要	無			
15	新潟県	不要	無	第三者譲渡禁止等の遵守を条件に無償で利用を許諾	新之助のみ自家採種を禁止	
16	富山県	必要	有			
17	石川県	必要	無	石川県内に居住、石川県内で栽培、ブランド価値向上に取り組む認定組織に所属、第三者に再譲渡しない、盗難防止措置をとる、収穫物の販売について県の定めに従う、栽培により得た情報を第三者へ開示しない等。	認めていない	

15. 14のうち道府県登録品種の許諾について

		申請	許諾料	許諾条件（道府県内外の違いなど） 通常利用権の場合	許諾条件（道府県内外の違いなど）自家増殖の場合	コメント
18	福井県	不要	無		<p>【※自家増殖の許諾にかかる申請について】 自家増殖を手続き不要で認める品種（あきさかり、イクヒカリ）について 自家増殖をした時点で※遵守事項に同意したとみなす <※遵守事項> 1) 自家増殖により得た種苗は有償、無償に関わらず第3者に譲渡しないこと。 2) 自家増殖する際は品種の特性を損なうことのないよう適切な種苗を選別し、利用すること。また、品種の特性が損なわれるなどの問題が発生した場合は、遅延なく福井県に報告すること。 3) 自家増殖した種苗のうち、自己の経営に用いなかった種苗は遅延なく廃棄又は食用とすること。 4) 自家増殖に関連して福井県の調査に協力すること。 5) 第3者から自家増殖により得た種苗を譲り受けたり、譲渡したい旨の申し出があったりした場合は、遅延なく福井県に報告すること。 6) その他、本許諾に関係する事項について福井県の指示に従うこと。</p>	<p>【※自家増殖の許諾にかかる申請について】 ・無償：あきさかり、イクヒカリ ・自家増殖禁止：いちほまれ、さかほまれ、シャインパール</p> <p>※詳しくはHP参照 URL： https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021037/shiken-kenkyu/hinsyu.html</p>
19	山梨県					
20	長野県	必要	有	基本的に各都道府県米麦協会に限る。		
21	岐阜県	必要	有			

15. 14のうち道府県登録品種の許諾について

		申請	許諾料	許諾条件（道府県内外の違いなど） 通常利用権の場合	許諾条件（道府県内外の違いなど）自家増殖の場合	コメント
22	静岡県	必要	有	静岡県内のみで利用可	自家増殖は認めない	※静岡県育成成品種「なつしずか」「令和誉富士」「葵美人」に関してのみ記載 ・許諾申請手続きは県農林技術研究所に行く。 ・許諾料は県内農林水産業者の組織する団体が許諾を求める場合、有償譲渡額×0.50%+消費税及び地方消費税相当額である。
23	愛知県	必要	有	県内の農林業団体並びに農業を営む個人及び法人は利用料率が0.32%だが、県外は1.0%としている。	通常利用権の許諾契約を結んでいれば、自家増殖の許諾手続き不要で許諾料も不要。 遵守事項として、自家増殖で得た種子の第三者への譲渡は禁止など。	
24	三重県	必要	有	みのりの郷については、民間企業との共同研究により育成した品種のため、同企業にのみ利用許諾を与えている。その他品種については、許諾条件はないが、現時点では県種子条例に基づく指定種子団体のみ利用許諾を与えている。	三重県が品種利用許諾した生産者団体等から種子を購入した県内生産者には、「種子を海外に持ち出さない」、「有償・無償に関わらず、種子を第三者に譲渡しない」等の遵守条件に従うことにより、一部品種を除き自家用の栽培向け増殖の利用許諾を与えている。 ただし、県外生産者の自家用の栽培向け増殖を不可としている。	https://www.pref.mie.lg.jp/nougi/hp/32032026963_00001.htm
25	滋賀県	必要	無	国内栽培地を滋賀県内に限定し、持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例に基づき実施	みずかがみ、きらみずき：禁止 レーク65：許諾手続き不要、許諾料無料	
26	京都府	必要	有	許諾契約が必要（供給は府内に限定）	不可	
27	大阪府					
28	兵庫県			農研機構が育成者権者であるため、農研機構の定める利用条件に従います。	農研機構が育成者権者であるため、農研機構の定める利用条件に従います。	
29	奈良県					
30	和歌山県					

15. 14のうち道府県登録品種の許諾について

		申請	許諾料	許諾条件（道府県内外の違いなど） 通常利用権の場合	許諾条件（道府県内外の違いなど）自家増殖の場合	コメント
31	鳥取県		その他	「星空舞」ブランド化推進協議会の生産者登録要件において登録対象を鳥取県内で農業経営している農業者及び組織と定めている。	「星空舞」ブランド化推進協議会の生産者登録要件において自家増殖はできないことと定めている。	
32	島根県					
33	岡山県					奨励品種の内、県登録品種はない
34	広島県					
35	山口県					県登録品種の該当なし
36	徳島県					
37	香川県	必要	有	「おいでまい」、「さぬきの夢2000」、「さぬきの夢2009」については、利用許諾を行っているが、地域を香川県内に限定している。		
38	愛媛県					
39	高知県	不要	無	県内のみ	県内のみ	
40	福岡県	必要	有	・麦の品種は、都道府県の種子協会と許諾契約を締結している品種もある。 ・種子生産、調整、有償譲渡に限定し、無償譲渡及び輸出を禁止。 ・有償譲渡の数量、額を報告する必要がある等。	・生産者が有償譲渡を受けた種苗を用いて自家増殖した種苗を第三者に譲渡しな事等。	
41	佐賀県	不要	無	①種苗の県外への移出及び輸出入に関する利用は認めない。（県内のみ許諾） ②譲渡されるもの（農業者で組織する団体）に対し県内の農業者以外に譲渡しないことについて、書面で同意を得る。 ③農業者が一定期間内に優良種子の供給を受けられるよう、供給体制を整備する。 その他、自家増殖した種苗の譲渡禁止や海外への持ち出し禁止など。	条件は設けていないが、品種特性や品質維持のため毎年の種子更新を推奨している。	
42	長崎県					本県が単独で育成者権をもっている品種はありません。

15. 14のうち道府県登録品種の許諾について

		申請	許諾料	許諾条件（道府県内外の違いなど） 通常利用権の場合	許諾条件（道府県内外の違いなど）自家増殖の場合	コメント
43	熊本県	必要	無	正規取扱店からの種苗購入により、県内で自己の農業経営への利用可。（県外への持ち出し禁止）	県育成品種を自家採種する場合、自然農法等自家増殖が営農の継続に不可欠な場合に限って許諾し、熊本県に対して別途申請が必要。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/74/126670.html	
44	大分県					14のうち県登録品種はない
45	宮崎県	必要	有	「夏の笑み」のみ県内事業者に限る	特になし	
46	鹿児島県	必要	有			
47	沖縄県					

【別紙】問14、問15関係

北海道の優良品種（条例対象作物分）

令和5年5月31日時点

作物	品種名	育成者	品種登録		
			区分	存続期間	利用条件（※）
稲	ゆきひかり	道総研			
	きらら397	道総研			
	はくちょうもち	道総研			
	風の子もち	道総研			
	ほしのゆめ	道総研			
	吟風	道総研			
	ななつぼし	道総研	登録	2024/11/08まで	下記Aのとおり
	あやひめ	道総研	登録	2025/03/14まで	下記Aのとおり
	大地の星	道総研	登録	2031/03/09まで	下記Aのとおり
	ふっくりんこ	道総研	登録	2031/03/09まで	下記Aのとおり
	おぼろづき	農研機構	登録	2031/03/21まで	下記Bのとおり
	彗星	道総研	登録	2031/07/13まで	下記Aのとおり
	ゆめびりか	道総研	登録	2036/03/15まで	下記Aのとおり
	きたゆきもち	道総研	登録	2036/07/11まで	下記Aのとおり
	きたしずく	道総研	登録	2037/02/28まで	下記Aのとおり
	きたくりん	道総研	登録	2039/05/16まで	下記Aのとおり
	きたふくもち	道総研	登録	2041/03/07まで	下記Aのとおり
	そらゆき	道総研	登録	2041/11/08まで	下記Aのとおり
	そらゆたか	道総研	登録	2044/10/29まで	下記Aのとおり
	えみまる	道総研	登録	2048/04/06まで	下記Aのとおり
空育195号	道総研	出願予定		下記Aのとおり	
小麦	ハルユタカ	道総研			
	春よ恋	ホクレン			
	キタノカオリ	農研機構			
	きたほなみ	道総研	登録	2034/09/10まで	下記Aのとおり
	はるきらり	道総研	登録	2035/03/11まで	下記Aのとおり
	ゆめちから	農研機構	登録	2036/03/23まで	下記Bのとおり
	つるきち	道総研	登録	2039/05/02まで	下記Aのとおり
	北見95号	道総研	出願中		下記Aのとおり
二条大麦	りょうふう	道総研			
	札育2号	サッポロビール(株)	登録	2041/03/02まで	下記Aと同様
大豆	トヨムスメ	道総研			
	ツルムスメ	道総研			
	大袖の舞	道総研			
	いわいくろ	道総研			
	ハヤヒカリ	道総研			
	ユキホマレ	道総研	登録	2024/11/08まで	下記Aのとおり
	ユキシズカ	道総研	登録	2030/06/22まで	下記Aのとおり
	音更大袖	在来種			
	トヨハルカ	道総研	登録	2033/03/13まで	下記Aのとおり
	ゆきびりか	道総研	登録	2035/03/18まで	下記Aのとおり
	タマフクラ	道総研	登録	2035/03/16まで	下記Aのとおり

	ユキホマレR	道総研	登録	2036/11/01まで	下記Aのとおり
	ゆめのつる	道総研	登録	2037/10/23まで	下記Aのとおり
	とよみつき	道総研	登録	2039/10/27まで	下記Aのとおり
	スズマルR	道総研	登録	2044/02/12まで	下記Aのとおり
	とよまどか	道総研	登録	2047/07/11まで	下記Aのとおり
小豆	アカネダイナゴン	道総研			
	エリモショウズ	道総研			
	きたのおとめ	道総研			
	しゅまり	道総研			
	とよみ大納言	道総研	登録	2024/08/18まで	下記Aのとおり
	きたほたる	道総研	登録	2031/08/22まで	下記Aのとおり
	きたろまん	道総研	登録	2033/03/06まで	下記Aのとおり
	ほまれ大納言	道総研	登録	2035/03/17まで	下記Aのとおり
	ちはやひめ	道総研	登録	2046/10/21まで	下記Aのとおり
	エリモ167	道総研	登録	2047/03/29まで	下記Aのとおり
きたひまり	道総研	出願中		下記Aのとおり	
十育180号	道総研	出願中		下記Aのとおり	
えんどう	大緑	道総研			
	北海赤花	道総研			
いんげん	大正金時	道総研			
	福白金時	道総研			
	北海金時	道総研			
	福虎豆	道総研			
	洞爺大福	道総研			
	雪手亡	道総研			
	福勝	道総研			
	福うずら	道総研			
	福良金時	道総研	登録	2025/03/14まで	下記Aのとおり
	絹てぼう	道総研	登録	2032/03/15まで	下記Aのとおり
	かちどき	道総研	登録	2046/10/21まで	下記Aのとおり
	きたロッソ	道総研	登録	2046/10/21まで	下記Aのとおり
	秋晴れ	道総研	登録	2046/12/13まで	下記Aのとおり
	大白花	道総研			
	十育A65号	道総研	出願中		下記Aのとおり
そば	牡丹そば	在来種			
	キタワセソバ	農研機構			
	キタノマシュウ	農研機構	登録	2030/09/14まで	下記Bのとおり
	レヲノカオリ	農研機構	登録	2035/05/11まで	下記Bのとおり
	キタミツキ	農研機構	登録	2044/04/24まで	下記Bのとおり
	北海T8号	農研機構	登録	2031/07/14まで	下記Bのとおり

※ 道は育成者権を持っておらず、稲、麦、大豆の原原種・原種生産に係る許諾を受ける側であるため、道が受けている許諾の条件について、下記に記載しました。

- A 当該品種に係る種苗について、乙が行う生産（乙が委託して行う生産を含む）、調整、譲渡の申出、譲渡及びこれらのための保管の行為。道総研の承認を得ないで、道外に種苗を譲渡し
- B 当該品種に係る種苗について、乙が行う生産（乙が委託して行う生産を含む）、調整、譲渡の申出、譲渡又はこれらのための保管の行為。許諾の行為は国内に限る。